

仮称 自殺の防止に関する条例資料に対する意見等

5/22 提案資料	意見等	説明
<p>◎ 全体を通じて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 条例を制定したにもかかわらず、自殺を防げなかった、救えなかったということがあり得る。今回、市の責務や区までについても言及しようとしているが、裁判などで、条例を制定したのに救ってくれなかった、対応できなかったと家族から問題として提起されるとしたら、この責任といったことについて、どう考えたら良いのだろうか。〔自〕</li> <li>• 表現について他都市を見てこちらの方が良いかなと思うこともあり、文言や川崎オリジナルということについても、項目ごとに今後協議できたら良い。〔公〕</li> <li>• 代表質問でも強調してきたところを条例でも強調したい。具体的には、「計画の策定」、「数値目標の設定」、「ゲートキーパー」、「計画が進捗しているかの検証とその報告」、「会議の設置」である。〔み〕</li> </ul>	
<p>【題名】 仮称 自殺の防止に関する条例</p>		
<p><b>1 条例提案の背景</b></p> <p>我が国の自殺者数は例年、3万人前後で推移している。政府は平成20年に自殺者数と交通事故死者数との比較調査結果をまとめたが、それによると、前者は後者の6倍にも上るとされている。また、同年の人口10万人当たりの自殺者数を本市に当てはめると、全国では24人、本市が21.1人でやや平均を下回っているといえる。しかし、その前年と比較すると全国が24.4人であるのに対し、本市は19.5人であり、本市の状況は全国と比べ増加傾向にあった。とはいえ以後は、本市も自殺率で見れば低下傾向にあるものの、自殺者数は例年、200～300人程度で推移していて、依然として、自ら命を絶つ人が後を絶たない。また、人口の違いもあるので単純に比較はできないものの、本市は平成22年のデータでは自殺者数が全国市町村においてワースト8位である。更に、自殺対策白書によれば、15～34歳の死因の1位は自殺であり、無論、本市も例外ではない。</p> <p>その上、自殺は当事者周辺の5～10人程度には、心理的、社会的、経済的に深刻な影響を及ぼすといわれる。また、自殺の要因は個人的なものだけではなく社会的なものが複合的に重なっており、その対策も危機介入や困難状況への具体的支援だけでなく、安心して暮らせる社会構築まで一貫したものでなくてはならない。</p> <p>それゆえ、本市においても、自殺を個人の問題ではなく、社会全体で取り組む問題として、据えていく必要がある。</p> <p>自殺を考えている人は、そのような考えに至る以前に、変調をきたすなど何らかのサインを発していることが多いとされ、一人ひとりがこれに気付き対応できることの意義は大きい。</p> <p>そうした状況を踏まえ、自殺を防止するためには、行政はもちろん、市民が他人ごとではなく、我がことの問題として捉え直していかなければならない。</p> <p>そこで、議会が果たすべき責任は、行政が行う自殺対策への後押しをするだけでなく、市民が自殺への問題意識を醸成していくことにも寄与していくべきと思われる。</p> <p>以上より、議会として、「市民とともに自殺に追い込まれない社会をつくる」という強いメッセージを発信していくことが肝要と考え、本条例案の提出を検討すべきとの考えに至った。</p>		
<p>◎ 前文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 前文が必要と考える。〔自・公〕</li> <li>• 前文を設けるなら、基本理念と被らないよう位置付けをしっかりとさせて作成する。〔民〕</li> <li>• 前文はなくてもよい。〔共〕</li> </ul>	<p>← 前文を設ける場合、その内容については正副で検討する。</p> <p>← 行政が提案する場合に前文を設ける事例が散見される。その場合、基本理念と整合性をとっている。</p>
<p><b>2 条例の目的</b></p> <p>上記背景を踏まえ、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、地域の実情を踏まえた自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図り、あわせて自殺</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「上記背景を踏まえ」→「この条例は」〔公〕</li> <li>• 「上記背景を踏まえ」といった表現ではなく、自殺対策</li> </ul>	<p>← 「上記背景」が条例中にうたわれていないのに、</p>

5/22 提案資料	意見等	説明
<p>者の遺族等に対する支援の充実を図るとともに市民の自殺への問題意識を醸成し、もって市民が互いに支えあい、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>基本法や平塚市の条例の第1条の冒頭の文言を参考にして表現する。〔共〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】自殺対策基本法（抜粋）            第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、～            【参考】平塚市民のこころと命を守る条例（抜粋）            第1条 この条例は、近年、平塚市（以下「市」という。）においても自殺が社会問題となっている状況にかんがみ、～</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>「醸成し、」→「高め、」〔自・公（他に「促進し、」という案もある。）〕</li> <li>「地域社会を実現する」→「地域社会の実現に寄与する」〔民〕</li> </ul>	<p>「上記背景」とあるのはおかしい。</p> <p>← 「醸成」だと「醸し出す」ということで、意味が弱いため変更すべき。</p>
<p><b>3 条例の概要</b></p>		
<p>(1) 基本理念  <u>自殺対策基本法に定める基本理念のほかに</u>、自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるという認識に立ち、自殺対策を推進していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策基本法と重複しないように、このような表現で良いのではないかと。〔自〕</li> <li>「自殺対策基本法に定める基本理念のほかに」といった表現でなく、ストレートに表現する。〔公〕</li> <li>「自殺対策基本法に定める基本理念のほかに」といった表現でなく、自殺対策基本法第2条第1項の文言を引用してきちんと表現する。また、同法第2条第3項に記載されている事項についても表現を設ける。〔共〕</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】自殺対策基本法（抜粋）            （基本理念）            第二条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。            2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。            3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。            4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>「自殺対策基本法に定める～」といった部分については、しっかりした文章で表現してよい。〔民〕</li> <li>「社会的な問題」→「様々な社会的な要因に起因した問題」〔公〕</li> <li>「推進していく」→「推進するものとする」〔自〕</li> </ul>	<p>← 川崎市独自のものとするためには、国の法律を受けてという言葉は入れずに表現すべき。</p> <p>← 「自殺対策基本法に定める基本理念のほかに」だと、国の基本理念と両方併記されていないと市民は理解できない。国の第1項は、重要な部分である。法の表現の引用は、平塚市、新発田市、相模原市にも出てきており、ここにも入れたら良い。</p> <p>また、法の第2条第3項に記載されていることは大事であり、他市も入れている。この大事な事前予防についても入れるべきである。</p> <p>← 案については、あえて簡略化した表現で提出し、もんでもらおうと考えていた。</p>
<p>(2) 市の責務            ア 市は、基本理念にのっとり、関係機関等*と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施。            イ 市は、<u>緊急的な対策を要するもの</u>については、速やかに対応。</p> <p>※ 関係機関等 … 国、神奈川県、周辺の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に係る者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「策定し、実施」→「策定し、実施するものとする」〔自・公（他に「策定する責務を有する」という案もある。）〕</li> <li>「緊急的な対策を要する」とはどんなことがあるのか、検討が必要である。〔自〕</li> <li>「イ」の次に、次の項目を追加する。</li> <li>ウ 市は、区の特性を認識し、区ごとに協議の上、対応策を講じる。〔民〕</li> </ul>	<p>← 「緊急的な対策を要する」について、理事者に聞いたところでは、大震災以後に自殺が増えるということがあり、そういったことが緊急と考えられるのではとのこと。</p> <p>← 相模原市では、自殺者が区の一定の地域に偏るといったことがあった。区に言及することで、政令指定都市ならではの捉え方ができるのではないかと考え</p>

5/22 提案資料	意見等	説明
		<p>た。今後、協議する必要があるが、川崎区の高齢者の独居の方たちの自殺が多いということもあるので、その当たりで、川崎市のオリジナリティということも良いかと思う。</p>
<p>(3) 事業主の責務 自殺対策基本法に定める事業主の責務のほかに、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、メンタルヘルスや自殺に対する正しい理解を深めることに努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自殺対策基本法に定める責務のほかに」といった表現でなく、「事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての～」とストレートに表現する。〔公〕</li> <li>「自殺対策基本法に定める基本理念のほかに」といった表現でなく、自殺対策基本法第5条の文言を引用してきちんと表現する。〔共〕</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>【参考】自殺対策基本法（抜粋）</b> (事業主の責務) 第五条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>「メンタルヘルス」→「心の健康」など代替の文言にする。〔公〕</li> <li>日野市にあるような「福祉・医療・教育などの対人援助サービスを提供する事業主」の責務を追加する。〔民〕</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【参考】日野市自殺総合対策推進条例（抜粋）</b> (事業主の責務) 第4条 (略) 2 福祉・医療・教育などの対人援助サービスを提供する事業主は、特に、自殺対策に取り組む意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市や関係機関と連携しながら、サービス受給者がサービス利用に際し、心身ともに健康が保持できるように適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> </div>	<p>← 川崎市独自のものなので、国の法律を受けてという表現を用いないで表現すべき。</p> <p>← 「メンタルヘルス」では、横文字云々の問題があり、そのまま使ってよいものかどうか。市民に分かりやすい表現に言い換えるべき。</p>
<p>(4) 学校等教育機関の責務 学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、メンタルヘルス、いじめおよび自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関等、保護者等と連携しながら、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を送れるよう、また教職員が心身ともに健康で職務に従事できるよう適切な措置に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「メンタルヘルス」の言い換えについては先に同じ。〔公〕</li> <li>「いじめ」の次に「、体罰」を追加〔自・公（賛成する。）〕</li> <li>「また教職員が～従事できるよう」を削除する。〔自〕</li> <li>この項目全体を削除する。〔共〕</li> </ul>	<p>← 教職員が心身ともに健康で職務に従事できるということは、当然のことであるため。</p> <p>← 法では学校等を出ししておらず、大綱の重要なところに出ている。大綱の中でやっていけば良いと考えており、当事者として責務的なものは入れなくてよいのではないかと。また、いじめは、非常に社会的な問題として、その対策には一層の取組の充実が求められるが、あえてここで触れる必要はない。学校は、(2)の「関係機関等」の定義にも含まれており、あえて規定を設ける必要はないと考える。</p>
<p>(5) 市民の責務 市民は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、一人ひとりが自殺対策の担い手になれるよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市民の責務」→「市民の役割」〔共〕</li> <li>「一人ひとりが自殺対策の担い手になれる」を削除する。〔共〕</li> </ul>	<p>← 「責務」と「役割」は、感覚の違いかもしれないが、松山市の条例では「市民の役割」となっている。「役割」の方が市民に分かりやすい。</p> <p>← 法の「国民の責務」の表現は、ゆるやかに書いてあって、色々なものが含まれるように大きな視点で書かれている。「一人ひとりが自殺対策の担い手に</p>

5/22 提案資料	意見等	説明
		なれる」と打ち出さなくてもよいのではないか。
<p>◎ 項目の追加（名誉及び生活の平穩への配慮）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「名誉及び生活の平穩への配慮」の規定を盛り込む。 〔公〕</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【参考】自殺対策基本法（抜粋）</b> （名誉及び生活の平穩への配慮） 第七条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。</p> </div>	<p>※ 自殺対策基本法のほか、平塚市、日野市、新発田市、相模原市の条例にも同様の規定がある。</p>
<p>(6) 財政上の措置 市は、この条例の目的を達成するために、必要な財政上の措置その他の措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「講じる」→「講じなければならない」〔共〕</li> </ul>	<p>← 財政上の措置は、他市の条例にも設けられており、キーポイントになる。法においても同様に「～しなければならない」の表現となっている。</p>
<p>(7) 自殺総合対策基本計画の策定等 ア 市は、地域における自殺の実態を把握し、その実情に応じた自殺対策を総合的に推進するため、自殺総合対策基本計画を定め、次に掲げる基本的施策を実施。 <u>(ア)</u> 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供 <u>(イ)</u> 自殺の防止等に関する市民の理解の増進 <u>(ウ)</u> 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 <u>(エ)</u> 心の健康保持に係る体制の整備 <u>(オ)</u> 医療提供体制の整備 <u>(カ)</u> 自殺発生回避のための体制の整備及び充実 <u>(キ)</u> 自殺未遂者に対する支援 <u>(ク)</u> 自殺者の親族等に対する支援 <u>(ケ)</u> 民間団体の活動に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「次に掲げる基本的施策を実施」として個々の施策については箇条書きになっている構成を、日野市を参考に、「第〇条から第〇条までに掲げる基本的施策を実施」として、箇条書きになっている部分を、「第〇条から第〇条まで」に移行させて、文章で表現する。〔共・み〕</li> <li>「理解の増進」→「理解の促進」〔自・公〕</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【参考】日野市自殺総合対策推進条例（抜粋）</b> 第2章 基本的施策 （自殺総合対策基本計画の策定） 第9条 市は、第1条の目的を達成するため、自殺総合対策基本計画を定め、次条から第19条までに掲げる基本的施策を実施しなければならない。 2 自殺総合対策基本計画は、地域における自殺の実態を把握し、その実情に応じた自殺対策を総合的に推進するため、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。 （1）自殺対策に関する情報提供・普及啓発 （2）地域ぐるみでの支援体制の確立 （3）緊急性の高い人々への支援 （4）家族等周囲の人々への支援 （調査研究の推進等） 第10条 市は、自殺対策に関して調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。 （市民の理解の増進） 第11条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺に関する市民の理解が深まるよう必要な施策を講ずるものとする。 （人材の確保） 第12条 市は、自殺対策推進のために、適切な人材を確保し、その養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。 （心の健康づくりの相談体制） 第13条 市は、職場、学校、地域その他あらゆる機会において、市民が心の健康の保持及び増進のために相談が受けられる体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p> </div>	<p>← 箇条書きになっている事項は、市として重要な取組であり、大切な中身となっていくため、基本的施策の中身が分かりやすく文章になっている方がよい。箇条書きでは一体どういうことをやるのか分かりづらい。〔共〕 「計画の策定」を強調したい立場からすれば、策定と、「こういう施策を実施する」という部分は、分けた方がよい。箇条書きで書かれている項目を見ると、この文言だけでは分からないところもある。施策を特出しして書き込む。書き込む過程で川崎市独自のトピックが出てくることもある。ここは、調べるなり何なりすることで良いのでは。〔み〕 ← 「理解」に対して「増進」という言葉は、表現として違和感がある。</p>

5/22 提案資料	意見等	説明
<p>イ 市は、上記計画の策定にあたり、<u>国の自殺総合大綱にならった形で</u>、自殺対策の数値目標を示すものとする。</p> <p>ウ 市は、上記計画の策定及び施策の実施にあたっては、次の事項に留意する。  (ア) 地域の実情に配慮すること。  (イ) 市内企業などの市民の経済活動に関わる機関、教育に関わる機関、精神保健に関わる機関等の連携を強化すること。  (ウ) 弁護士、司法書士、薬剤師、理容師等業務の性質上、<u>ゲートキーパー</u>※としての役割が期待される職業について、メンタルヘルスや自殺予防に関する知識の普及に資する情報提供等、当該職業の団体に必要な支援を行うこと。  (エ) 市民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することがで</p>	<div data-bbox="1528 210 2187 982" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(医療提供体制の整備)  第14条 市は、自殺のおそれがある人の早期発見に努め、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある人に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、専門医療機関等との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。  (自殺対策のための連携体制の構築)  第15条 市は、自殺対策推進のために、既存の各種相談窓口の機能を充実させるとともに、悩み事相談窓口を設置し、関係団体との連携体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。  (自殺未遂者及び自殺を考えている人に対する支援)  第16条 市は、自殺未遂者及び自殺を考えている人が再び自殺を図ることがないように、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。  (周囲の人々に対する支援)  第17条 市は、自殺又は自殺未遂により家族等を含む周囲の人々が感じる複雑な心情に配慮し、これらの人々が偏見や誤解等により不利益を被らないように、自殺者又は自殺未遂者の家族等を含む周囲の人々に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。  第3章 推進体制  (自殺総合対策推進委員会の設置)  第18条 市は、自殺対策が関係機関等による密接な連携の下に実施されるようにするため、その推進体制となる自殺総合対策推進委員会を設置するものとする。  (自殺対策推進コーディネーターの設置)  第19条 市は、実務的な対策が関係機関等による密接な連携の下に実施されるようにするため、その推進役となる自殺対策推進コーディネーターを設置するものとする。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 数値目標は、規定を設けることで良い。〔自〕</li> <li>• 「大綱にならった形で」という表現ではなく、言い回しを市の独自のものにした方が良い。〔公〕</li> <li>• 議論が必要であるが、例えば、自殺率のこれまでの平均値をとった上で、そこから残り10年間に向けての20%減といった考え方もある。〔民〕</li> <li>• 数値目標ということではなく、施策の検証、評価を行いながら、中長期的な視点に立って対策を進めるといった文言で表現する。〔共〕</li> <li>• 「イ」と「ウ」は、計画の策定の中の項目とするのではなく、別に項目を設け、独立した項目とする。〔み〕</li> <li>• ゲートキーパーの職種の例示は、川崎において、どのような職種を掲げるべきか議論が必要である。〔自・み〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>← 国の大綱でも目標数値が定められており、川崎市ならではの数値目標を定めることは良い。</li> <li>← 「大綱にならって」と国が出てくるが、言い方が同じでもそのまま引用すべき。川崎市独自の条例なので、表現が同じになってもきちんと書いておく。</li> <li>← 大綱は、平成17年から何パーセント減としているが、全国基準と比べて、川崎市は平成17年以降に低いところから高いところになっており、大綱と同じようにすると非常に厳しいことになってしまう。</li> <li>← 数値目標は示すのが難しい。大綱を見ると、施策の検証、評価を行いながら、中長期的な視点に立って対策を進めるとあるので、その文言を入れた形にしてはどうか。大事なのは基本的施策を検証して、課題を明らかにして、課題解決の手立てをとっていくこと。数値目標として何%と入れていくのはどうかと思う。</li> <li>← 自殺の要因は、地域の実情にからんでおり、各区の実情を踏まえた上で策定することが結構重要なので、計画の策定の中で特出しするのではなく、「イ」の数値目標と合わせて、構成を変えるのが良い。</li> <li>← ゲートキーパーは大事なものと認識しているが、職種の例示は、ここに掲げられている職種だけで良いものかどうか。〔自〕 川崎市の中でどういう人がゲートキーパーになるのか調べられれば、例えば、他都市や国の大綱で拳</li> </ul>

5/22 提案資料	意見等	説明
<p>きるよう、必要な基礎的知識の普及を図ること。</p> <p>※ ゲートキーパー … 悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ゲートキーパー」という表現は、分かりづらく、あえて注釈を付けるのなら、別の表現に言い換える。〔公〕</li> <li>「ウ」の「(ア)」と「(イ)」はこれで良い。「(ウ)」と「(エ)」についてはゲートキーパーについて規定するのではなく、予防の考え方を規定するか、削除する。〔共〕</li> </ul>	<p>げられていない職種も例として出せるかもしれない。ここはもう少し議論してもよい。〔み〕</p> <p>← ゲートキーパーの役割は分かるし、ここには例示されていないが美容師に気持ちを吐露して救われたという話も聞いたことがある。大綱で、予防の重点施策のところ打ち出されており、色々な予防の対策の1つがゲートキーパー。色々な分野が大綱には出ていて、ここであえて条例で書くことかどうか。ここでは予防の考え方を書いたらどうか。また、あえて書かなくても予防については他にも出てきているので、削除してもよい。</p>
<p>(8) 計画の推進状況の評価と報告等</p> <p>市は、計画の推進状況の適切な評価に努め、その評価と市における自殺の状況の概要を毎年、議会へ報告し、及び公表するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市独自の調査結果についても、発表してもらいたい。〔自〕</li> <li>「公表する」の前に「市民に」を追加する。〔公〕</li> <li>これで良い。〔共〕</li> <li>市民への報告も義務付ける。〔み〕</li> </ul>	<p>← 市民の皆様公表するという事で、文言を追加する。</p> <p>← 市民への報告がないというのもどうか。</p>
<p>(9) 自殺対策を総合的かつ円滑に推進するための体制の整備</p> <p>市は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、関係する執行機関の事務部局が密接な連携と協力により自殺対策に取り組める体制を整備するよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者機関や委員会として、庁内だけでなく、外部機関を交えた合議体を設置する。〔自・公・民・み〕</li> <li>この内容で良い。〔共〕</li> </ul>	<p>← 体制の整備は必要であるが、第三者を入れることについてはうたわれていない。ゲートキーパーの代表を含めて、外部機関を交える。〔自〕</p> <p>神奈川県では第三者を含めた会議があるが、川崎市には庁内会議しかなく、施策をもう少し進めてほしいところで、庁内だけでなく第三者を入れたプラス庁外の会議というも川崎市でしてほしい。神奈川県でやっているものと同じく、第三者だけの会議を別個に作るということではなく、庁内プラス第三者の会議を作るということを明確にうたってほしい。〔み〕</p> <p>← 庁内連絡会議を既に設置しており、庁内連携に努めているが、この文言で良い。</p>
<p>◎ 項目の追加（条例の見直し）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「条例の見直し」の規定を盛り込む。〔公〕</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【参考】松山市自殺対策基本条例（抜粋）</b> （条例の見直し） 第11条 この条例は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号。）の改正等、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p><b>【参考】相模原市自殺対策基本条例（抜粋）</b> （条例の見直し） 第11条 この条例は、自殺対策の運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、必要に応じて見直すものとします。</p> </div>	<p>← 松山市や相模原市と同様に規定を設けたい。</p>
<p>4 条例施行予定日 未定</p>		